

## 知的財産訴訟における専門的知見の導入について（15.11.10）

## 第1 検討の方向性

知的財産訴訟における専門的知見の導入に関する改善のための方策としては、裁判所調査官の権限の拡大を図るべきか、それともいわゆる「技術系裁判官」を導入すべきか。

裁判所調査官の関与の在り方についての透明性の確保のための方策はどうあるべきか。

## 第2 具体案の提示

これまでの委員の意見を踏まえた、知的財産訴訟における専門的知見の導入のための新たな方策案のイメージ

## 【甲案：現行の裁判所調査官の権限拡大型】

## &lt; 調査，報告 &gt;

裁判官の命を受けて知的財産権の事件の審理及び裁判に関して必要な調査・報告を行う。

## &lt; 権限の拡大 &gt;

裁判官の知見を補充するために、裁判所は、必要があると認めるときは、裁判所調査官に次の事務を行わせることができることとする。

(2-1) 期日に立ち会うこと。

(2-2) 口頭弁論又は弁論準備手続の期日において、当事者に対し直接に問いを発し、又は立証を促すこと。

(2-3) 証拠調べの期日において、証人、当事者本人又は鑑定人に直接に問いを発すること。

(2-4) 和解を試みる期日において、裁判所が和解を試みるに当たり、手続に関与すること。

(2-5) その他、裁判所が争点若しくは証拠の整理又は訴訟手続の進行に関し必要な事項の協議をするに当たり、必要な事務を行うこと。

注1) 期日における釈明，発問等の運用のイメージについては、別紙参照。

注2) 上記(2-5)における必要な事務としては、進行協議期日（民事訴訟規則第95条）

又は特許法第105条第1項等に規定する「正当な理由」を判断するためのインカメラ審理において、立ち会い、専門的知見に基づく意見を述べる等することが考えられる。

注3) さらに、裁判官の命を受けて期日外において当事者に釈明を求める権限を必要とするかどうかについては、なお検討を要する。

裁判官の知見を補充するために、裁判所は、裁判所調査官を裁判の評議に出席させ、参考意見を述べさせることができる。

#### < 透明性・中立性の確保 >

除斥・忌避・回避の規定を準用する。

#### 裁判所調査官と当事者の理解・認識の共通化

前頁(2-2)の期日において裁判所調査官が当事者に釈明を求める際に、必要に応じて、裁判所調査官が、技術的事項等についての自らの理解・認識を裁判官の面前で当事者に示すことで、裁判所調査官（ひいては裁判官を含む裁判所側）と当事者との間で、事件全体についての理解・認識の共通化を図ることとする。例えば、当事者双方において争点についての前提となる技術的事項等について理解・認識が異なっている場合、裁判所調査官が、原告側の理解・認識と被告側の理解・認識の相違点について、当事者双方に指摘した上で、適宜双方に釈明を求めるなどして、理解・認識の共通化を図ることなどが考えられる（別紙参照）。

注4) 上記 の案は、裁判所調査官の理解・認識の開示が裁判官の面前で行われることにより、報告書を開示する案の場合に生じ得る、裁判官の認識・心証と異なる内容の報告書が開示されることにより生ずる問題を回避することが可能となる。

注5) 上記 の案のほかに、(a)暫定的な中間報告の内容を開示して当事者が意見・反論を述べる機会を設けるとする方策案、(b)判決の理由中で報告書の要旨を開示し、又は判決に報告書を添付するとする方策案、(c)当事者に対する報告書の開示方法等については、その時期に応じて裁判所の裁量により決するとする方策案についてどう考えるか。

#### < 権限の範囲 >

上記 又は における権限の範囲の制限

裁判官の命を受けてすべての手続に関与することから、上記 又は における権限の範囲については特段の制限を設けない。

#### < 新たな調査官としてどのような者を活用すべきか（給源） >

制限を設けないものとし、特許等の審査・審判の実務経験が豊富な特許庁審査官・審判官，技術等に詳しい弁理士を中心として，中立性・公平性の確保等に留意をしつつ，幅広く適任者を活用する。

< 専門委員との関係はどうあるべきか >

新たな調査官は，技術的知見及び特許法等に関する知識を有する者とし，原則として審理に関与することとする。専門委員は技術的知見を有する者とし，例えば新たな調査官では対応困難な最先端分野をはじめとする種々の技術分野について，必要に応じて審理に関与することとする。

【乙案：いわゆる「技術系裁判官」型】

< 権限 >

いわゆる「技術系裁判官」として，期日に立ち会い，発問し，評議に参加する等の所定の権限を有する。

注) 裁判官の補佐ではないので，調査・報告は行わず，その開示の問題も一切生じない。

< 透明性・中立性の確保 >

除斥・忌避・回避の規定を準用する。

< 権限の範囲 >

上記 における権限の範囲の制限  
特に制限を設けない。

注) ただし，単独で審理することはできない。

評決権の範囲の制限  
特に制限を設けない。

< 専門家としてどのような者を活用すべきか（給源） >

特許等の審査・審判の実務経験が豊富な特許庁審査官・審判官，技術等に詳しい弁理士，企業の知財部員などから，中立性・公平性の確保，技術面及び法律面の適性等に留意しつつ，採用試験を工夫する。

いわゆる「技術系裁判官」が技術的論点について判断するとなると，常に法的問題なのか技術的論点なのかを峻別していく必要があるが，実際上は，問題となっている事柄が法的問題なのかその基礎となる技術的な論点なのか判然としない場合が多く，いわゆる「技術系裁判官」が判断すべき事項なのかどうか自体が新たな争点となり，審理の遅延・混乱を招くという考え方についてどう考えるか。

法律専門家ではない技術専門家と法律専門家である裁判官の双方が共に法的判断の主体として評議及び判断を行うとした場合，実際には提唱されているように妥当な判断・結論を迅速・円滑に出すことはできないという考え方についてどう考えるか。

実質的にも最近の科学技術の発達により専門分野が細分化されているため，いわゆる「技術系裁判官」も自己の専門外の分野の技術には対応できないおそれがあるという考え方についてどう考えるか。

このように各技術者の対応可能な専門分野の範囲に限界がある中で、特定の技術者を任期10年間の裁判官として固定化するよりも、個々の事件に応じて最適任の技術者を広く弾力的に登用できる制度の方がユーザーニーズに的確に応える制度となり得るという考え方についてどう考えるか。

調査官制度や今回の民事訴訟法改正によって導入される専門委員制度の活用状況・効果等を検証した上でいわゆる「技術系裁判官」を導入すべきかどうかを検討する必要があるとの考え方についてどう考えるか。

別途、裁判官を補佐する者が必要になり得ることについてどう考えるか。

裁判の本質をどう考えるか。特許裁判の本質をどう考えるか。特許裁判の本質は法的判断である（技術的な判断も究極的にはすべて法的判断に包摂され、両者は密接不可分の関係にあって截然と切り分けることは不可能である）とする考え方についてどう考えるか。

法律専門家ではない技術専門家を裁判所の法的判断の主体とした場合、非法律専門家の判断権の行使（司法権の行使）により国民の権利義務が左右されることになるが、いわゆる「技術系裁判官」をこのような形で導入することは、そもそも真にユーザーの利益に適合するのか、「裁判所において裁判を受ける権利」（憲法第32条）及び憲法第76条以下の「司法」の章の定めとの関係で慎重な検討を要するのではないかと、とする考え方についてどう考えるか。

裁判所調査官と当事者の理解・認識の共通化のための運用イメージ(考えられる運用の一例)

訴訟手続の流れ	裁判官	裁判所調査官	訴訟当事者
訴訟提起			
第1回口頭弁論	調査官に調査を指示 → 釈明を行うか否か、どのような内容の釈明を行うかについて、調査官と打合せ	裁判官の指示に基づいて、特許発明等の内容を検討  < 期日 > 裁判官の求めに応じて、立会い、釈明(その1) 釈明のイメージ 当事者の主張を的確に整理するために、技術的事項等に関する釈明を行う。例: 明細書(特許公報)の記載が技術的に分かりにくいものである場合に技術説明書の提出を求める、提出された実験データについて、設定条件が不明な場合に条件の開示を求める等 →	調査官の釈明をふまえ準備書面で説明
争点整理手続 (弁論準備手続等)	調査官に立会い等を指示 → 釈明を行うか否か、どのような内容の釈明を行うかについて、調査官と打合せ	< 期日 > 裁判官の求めに応じて、立会い、釈明(その2) 釈明のイメージ 当事者の主張を的確に整理するために、技術的事項等に関する釈明を行う。当事者双方において争点についての前提となる理解・認識が異なっている場合、裁判所調査官が、原告側の理解・認識と被告側の理解・認識の相違点について、当事者双方に指摘した上で、適宜双方に釈明を求めるなどして、裁判所調査官(ひいては裁判官を含む裁判所側)と当事者の間での争点の所在についての理解・認識の共通化をはかる。例: 争点となっている技術用語の解釈や、無効理由の存否が争点となっている場合に、無効理由(新規性、進歩性の欠如)の基礎となる公知技術との差異について、必要に応じて自己の認識を開示した上で説明を求める等 →	調査官の釈明をふまえ準備書面で説明、主張
証拠調べ	調査官に立会い等を指示 → 発問を行うか否か、どのような内容の発問を行うかについて、調査官と打合せ	< 期日 > 裁判官の求めに応じて、立会い、発問 発問のイメージ 裁判官の理解を助けるために、技術的事項等に関して発問する。例: 侵害訴訟の被告が先使用権(特許法79条)の存在を立証しようとする場合に、「発明の実施である事業」を担当していたとする被告側の証人に対して、当該事業と特許発明との関連性について説明を求める等	
証拠調べ後の口頭弁論	調査官に立会い等を指示 → 釈明を行うか否か、どのような内容の釈明を行うかについて、調査官と打合せ	< 期日 > 裁判官の求めに応じて、立会い、釈明(その3) 釈明のイメージ 当事者の主張を的確に整理するために、技術的事項等に関する釈明を行う。当事者双方において争点についての前提となる理解・認識が異なっている場合、裁判所調査官が、原告側の理解・認識と被告側の理解・認識の相違点について、当事者双方に指摘した上で、適宜双方に釈明を求めるなどして、裁判所調査官(ひいては裁判官を含む裁判所側)と当事者の間での争点の所在についての理解・認識の共通化をはかる。 例: 上記その2と同じ →	調査官の釈明をふまえ準備書面で説明、主張
和解の試み	調査官に立会い等を指示 → 調査官がどのような形で関与するかについて、調査官と打合せ	< 期日 > 裁判官の求めに応じて手続に関与 関与のイメージ 裁判官を補佐するために、技術的事項等に関して説明の必要がある場合に関与する。例: 特許発明の技術的範囲に属するか否かが技術的観点から説明される必要がある場合に裁判官の求めに応じて説明する等	
	調査官に報告書の提出を指示(又は口頭での説明を指示)	裁判官の求めに応じて報告書提出(又は口頭で説明)	
合議	評議 評決	裁判官の求めに応じて、評議に出席し、参考意見を述べる	
判決	判決書作成		

